

## 栃木市シェアサイクル広告掲出取扱要綱

### （趣旨）

第1条 この告示は、栃木市広告掲載要綱（平成22年栃木市告示第17号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、栃木市シェアサイクルに掲出する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### （広告媒体）

第2条 広告を掲出する媒体は、栃木市シェアサイクル条例（令和5年栃木市条例第24号）第2条第2項に規定する自転車（以下「自転車」という。）とする。

### （広告の掲出位置）

第3条 広告を掲出する位置は、自転車1台につき後輪ドレスガードのドレスプレート左右2面とする。

### （広告の掲出期間）

第4条 広告の掲出期間は、1年間とする。

### （広告掲出の募集）

第5条 広告の募集は、自転車5台を1口として行うものとする。

### （広告掲出の申込手続）

第6条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、栃木市シェアサイクル広告掲出申込書（別記様式）に掲出しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

### （広告掲出の可否決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第9条に定める

ところにより広告掲出の可否を決定するものとする。

- 2 募集期間を設けた場合において、募集の枠数を超える申込みがあったときは、次に掲げる各号の優先順位により可否を決定するものとする。

- (1) 広告を掲出しようとする自転車の台数（以下「広告掲出台数」という。）が多い申込み
- (2) 市内に営業所又は事業所を有する申込者からの申込み

- 3 前項各号に掲げる順位によってもなお募集の枠数を超えて同一順位の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

（広告の掲出）

第8条 広告の掲出は、市が行うものとする。

- 2 広告の作製は、第7条第1項の規定により広告掲出の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとする。

（広告掲出料の納入）

第9条 広告主は、市が定める期限までに市の発行する納付書により、広告掲出料を納入するものとする。

- 2 広告掲出料の額は、1口につき18万円とする。

（広告掲出料の返還）

第10条 市長は、要綱第13条ただし書の規定により、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲出ができなかったときは、広告主に対し広告掲出料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲出料の額は、第4条に規定する掲出期間のうち広告の掲出ができなかった日数により日割計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、利子は付さない。

(免責事項)

第 1 1 条 市は、天災地変その他市の責めによらない理由により広告の掲出ができなくなったときは、その責めを負わない。

(広告の削除等)

第 1 2 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当したときは、広告主に対して何らの催告なしに広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申立てがなされたとき。
- (2) 解散又は営業停止の状態となったとき。
- (3) 広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (4) 広告主が業務運営について行政当局から注意又は勧告を受けたとき。
- (5) その業務運営が公序良俗に反し、当該広告を掲出することがふさわしくないと市長が判断したとき。
- (6) その他前各号に準ずる事由があると市長が判断したとき。

(補則)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

栃木市シェアサイクル広告掲出申込書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市シェアサイクル広告掲出取扱要綱第 6 条の規定により、広告を掲  
出したいので、次のとおり申し込みます。

|                                                                       |                            |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| （ 申 込 者 ）<br>住所又は所在地<br>商号又は名称<br>代 表 者 氏 名                           |                            |
| 広 告 掲 出 台 数                                                           | 5 台 ×      口      =      台 |
| 所                      属<br>担 当 者 氏 名<br>電   話   番   号<br>E - m a i l |                            |